

福井市予防接種費用の償還払いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき福井市が実施する定期の予防接種について、やむを得ない事由により市が定めた定期予防接種実施医療機関（以下「指定医療機関」という。）以外において当該予防接種を受けた場合、市が予防接種費用の一部又は全部を償還払いすることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる予防接種)

第2条 償還払いの対象となる予防接種は、法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものとする。

(対象者等)

第3条 予防接種を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、前条に規定する予防接種を受けた日において市内に住所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母親の里帰り出産等の理由により、市外に長期間滞在している者
- (2) その他、やむを得ない事情により指定医療機関での予防接種を受けることが困難な者

2 償還払いを受けることができる者（以下、「申請者」という。）は、指定医療機関以外の医療機関において予防接種を受ける者の保護者等のうち、あらかじめ市長から予防接種実施依頼書の交付を受けた者とする。

3 前項の規定にかかわらず、予防接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、市長の判断によって当該予防接種の対象者がうけた予防接種を定期接種として取り扱い償還払いを行うことができる。

(償還払いの額)

第4条 償還払いの額は、予防接種に実際に要した費用と、接種日の属する年度に市と指定医療機関との間で締結されている契約に基づく予防接種委託料のうち、いずれか少ない額とする。

(依頼書の交付及び接種)

第5条 申請者は、予防接種を受ける前に、予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に予防接種実施依頼書（様式第2号。以下「依頼書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容の審査を行い、適当と認めたときは依頼書を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により申請者は、依頼書において予防接種の実施を依頼した機関に依頼書を提出するとともに、予防接種にかかる費用の全額を支払い、予防接種を受けるものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果不相当と認めたときは、理由を付してその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

(接種医療機関の変更)

第6条 前条第2項の規定により依頼書の交付を受けた者は、接種医療機関の変更その他依頼書に記載された事項を変更するときは、当該依頼書を添えて、同条第1項の規定による申請を改めて行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(償還払いの手続)

第7条 保護者等が、償還払いにより予防接種費用の交付を受けようとするときは、予防接種費用償還払い請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- (1) 予防接種明細書(様式第4号)
 - (2) 接種医療機関が発行した領収書(写し)
 - (3) 予診票(原本または写し)
 - (4) 予防接種名及び予防接種日の記載を受けた母子健康手帳又は予防接種済証(写し)
- 2 請求者は前項の書類を、依頼書に記した予防接種を受けた日の属する年度の3月31日までに提出するものとする。
- 3 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、償還払いをすることと決定したときは、予防接種費償還払交付決定通知書(様式第5号)により、償還払いをしないことと決定したときは、予防接種費償還払交付却下決定通知書(様式第6号)により、請求をした者に通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、予防接種費用の支給を受けた者が偽りその他の不正な手段によって予防接種費用の支払を受けたと認められるときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。